

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 「Ⅲ－３－４ 電子申請可能な各種申請書等の作成・提出に当たっての留意事項」改正案は、「(１) 電子政府の総合窓口」および「(２) 金融庁業務支援統合システム」の項目において、それぞれ、申請書等や届出書等については、原則として、e-Gov や統合システムを利用して提出を求めることとするとしている。 その上で、(２) 但し書きにおいては、「パソコンの動作環境を満たしていない等の理由により、統合システムを利用した届出書等の提出を行うことができない場合は、その旨及びその理由を具体的に記載した書面を添付した上で、紙媒体の届出書等を提出すれば足りるものとする。」と例外規定を定める一方、(１) においては、紙媒体の申請書等を提出すれば足りるものとする例外規定が定められていない。 しかしながら、システムを利用した申請書等の提出を行うことができないといった問題は、統合システムのみならず e-Gov を利用した提出においても当然起こりうることであり、(２) 但し書き同様の例外規定を(１) においても追加していただきたい。	e-Gov による提出は原則であり、パソコンの動作環境を満たしていない等の理由による、紙での提出が妨げられるものではございません。
2	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 「可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。」の一方、「ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令第 199 条第 7 号、第 8 号並びに第 11 号ホ及びヘに規定する事故届出については、各金融商品取引業者が e-Gov での対応が可能となるまでの暫定的な措置として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）により受け付けることも可とする。」とされているのは、本指針実施後は書面による事故届出は一切不可ということか、伺いたい。 現在、e-Gov 利用による申請等を準備中であるが、政府の緊急事態宣言を受けた対応の影響を受け、準備完了が後ずれする可能性があることから、本監督指針実施後も一定期間（数か月程度）は、書面による申請・届出等を容認願いたい。	事故届出については、e-Gov 対応のための体制等が整うまでの間の暫定的な措置として、既にご利用いただいている金融庁業務支援統合システムによる提出をも可能としたものですが、e-Gov 対応のための体制等が整うまでの間は、紙での提出が妨げられるものではございません。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	暫定的措置とされた業務支援統合システムを用いた不祥事件届出について、恒常的な措置としていただきたい。なお、措置が困難な場合は、その理由を明らかにしていただきたい。	金融庁業務支援統合システムは金融機関から徴求するデータを取り扱うことを主眼として設計されたものですが、一部の事業者において e-Gov による対応への移行が直ちには難しい現状もあること等に鑑み、不祥事件届出については、暫定的な措置として同システムによる提出を可能と致しました。今後、各事業者において e-Gov への移行を進めて頂き、e-Gov で申請可能な手続については原則 e-Gov による申請をして頂くこととしているため、不祥事件届出について金融庁業務支援統合システムによる提出を恒久化することは想定しておりません。
4	前払式支払手段発行者等に認められる電子メールを用いた受付についても、行政の電子化による業務効率化には一定程度資すると思われることから、措置を検討いただきたい。なお、措置が困難な場合は、その理由を明らかにしていただきたい。	前払式支払手段発行者の「前払式支払手段の発行に関する報告書」及び特定目的会社の「事業報告書」については、一部の事業者において e-Gov による対応への移行が直ちには難しい現状もあること、また現在これらの事業者が金融庁業務支援統合システムを利用できないこと等に鑑み、特例的・暫定的な措置として電子メールによる提出を可能と致しました。金融庁業務支援統合システムを利用できる業態については、必要に応じ、同システムによる提出を例外として認めることとしています。
5	事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係） 前払式支払手段に関する内閣府令第 47 条において、「前払式支払手段の発行に関する報告書」を提出しようとするときは同条第 2 項から第 5 項に規定する書面を「前払式支払手段の発行に関する報告書」に添付して提出することとされている。 「前払式支払手段の発行に関する報告書」を電子メールで提出する際に、同条第 2 項から第 5 項に規定する以下の(1)及び(2)の資料を添付して電子メールで提出することが必要との理解でよい。 (1) 最終の貸借対照表及び損益計算書 (2) 発行保証金の供託方法等に応じ、それぞれイ～ハの書面 イ 供託書正本の写し ロ 発行保証金保全契約の内容の変更又は更新した場合にはその契約書の写し ハ 基準日における信託財産の額を証明する書面	ご認識のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
6	現在電子申請が可能となっている手続きの他、特別金融商品取引業（金融商品取引法）、銀行代理業・電子決済等代行業（銀行法）に係る申請・報告文書も電子申請推進の対象としてご検討頂きたいをお願い申し上げます。	今後、順次、対象を拡大してまいります。
7	電子的な申請については異議はありませんが、e-Govによるシステムでの手続きについては、電子証明書の取得など、その手続きが煩雑で、とうてい効率的とは言えない。申請する側にとっては、仕事が増えるだけです。もっと、簡単便利なシステムで秘匿性の高いシステムにする必要があると思います。現状では、秘匿性にのみ重点が置かれすぎていていると思います。現状のシステムは使いません。	貴重なご意見として承ります。